

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年5月22日

ナイス株式会社
取締役会 御中

ＵＨＹ東京監査法人

東京都品川区

指 定 社 員 業務執行社員	公認会計士	原	伸 之
指 定 社 員 業務執行社員	公認会計士	井 上	彦 一

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ナイス株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第76期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第76期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成いたしましたので、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役および監査役会の監査の方法およびその内容

- (1) 当監査役会は、当社グループが社会的信用を確立するとともに、健全かつ持続的な成長を遂げることに資する監査役監査の実施を基本方針とし、2024年6月27日に開催した監査役会において、監査の方針、重点監査項目、各監査役の職務の分担、実施計画、監査要項等を定めた2024年度（第76期事業年度）監査役監査計画を決議し、毎月1回以上開催する監査役会で、常勤監査役から監査の実施状況および結果の報告を受け、意見交換等を行いました。また、当事業年度は当社および関係会社の取締役や使用人等とのコミュニケーションと連携等の強化を図り、常勤監査役が50拠点以上の往査と、関係会社を含む代表取締役および取締役、使用人等との個別面談を延べ150回以上実施して経営課題等の把握に努め、監査役会において共有するとともに求められる対応等を協議し、取締役会および取締役の職務の執行に対するモニタリングの強化を図りました。さらに、監査役全員による往査を通じて主要な事業等の取り組み状況、設備投資等の実施の状況、中期経営計画に掲げる重要施策や成長けん引策の推進状況等を確認いたしました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役会規則、監査役監査基準等に準拠して監査を実施し、監査役会のほか、代表取締役との定期的な会合、往査等を通じて意見交換を行うとともに、取締役および使用人等との意思疎通を図りました。また、社外取締役とは定期的な会合、個別面談等を通じて情報提供や意見交換等を行い、連携の強化を図りました。さらに、適正な監査視点の形成と監査の環境の整備に向けて、三様監査の連携を推進するとともに、内部監査室、会計監査人との合同による往査等を実施いたしました。具体的には、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ①取締役会のほか、指名・報酬委員会、サステナビリティ委員会、労務委員会、その他重要な会議に出席し、適宜意見を述べるとともに、取締役および使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、重要な決裁書類、契約書等を閲覧し、本社および主要な事業所に関しては内部監査室とも連携を図り、内部監査報告等に基づいて業務および財産の状況を調査いたしました。
 - ②関係会社につきましては、各社の代表取締役、取締役および監査役、使用人等と意思疎通を図ったほか、内部監査室、会計監査人と連携し、事業の概況および経営管理の状況等を調査いたしました。また、重要な子会社は常勤監査役が監査役を兼務し、各社の取締役会や重要な会議に出席したほか、関係会社の代表取締役による会合やグループ会社監査役連絡会等を通じて、当社グループ全般のガバナンスの現況等を確認し、経営課題等の把握に努めるとともに、それらの改善に資する意見申述等を行いました。
 - ③事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制、その他株式会社およびその関係会社からなる企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして、会社法施行規則第100条第1項および第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）につきましては、監査役会が定めた「内部統制システムに係る監査の実施基準」等に基づいて監査を実施するとともに、取締役および使用人等からその構築および運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

なお、金融商品取引法上の財務報告に係る内部統制につきましては、内部監査室の監査結果を踏まえ、会計監査人から当該内部統制の評価および監査の状況について報告を受けました。

④事業報告の一部として当社ウェブサイトに記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針および同号ロの各取り組みにつきましては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。

⑤会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等にしながら整備している旨の通知を受けるとともに、監査計画、重点監査項目、監査の内容および方法について説明を受け、協議いたしました。また、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、毎月会合等を行い、主要な事業所および関係会社の往査に立ち会い、期中レビュー結果および期末監査結果の報告を受けるなどの方法により、その職務の執行状況を確認し、意見交換等を行いました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書について監査するとともに、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書ならびに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表）について検討し、かつ、会計監査人の監査の方法および結果の相当性を検討いたしました。

なお、事業報告に記載されている当社が公正取引委員会から下請代金支払遅延等防止法に基づく勧告を受けた件につきまして、当社と、同法に抵触する取引等が確認された関係会社7社において、再発防止策として支払いに対する約定の改定、点検体制の強化、法令遵守の徹底を図る社内教育を行ったほか、当社グループの全役職員に対する意識改革等に取り組んだことを確認いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

①事業報告およびその附属明細書は、法令および定款にしたがい、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②取締役の職務の執行に関する不正の行為、または法令もしくは定款に違反する重大な事実はありません。

③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容および取締役の職務の執行についても、金融商品取引法上の財務報告に係る内部統制も含め、指摘すべき事項はありません。

④事業報告に記載されている会社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項はありません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取り組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人 UHY東京監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 UHY東京監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

2025年5月22日

ナイス株式会社	監査役	会
常勤監査役 森	隆	士 ㊞
常勤社外監査役 鈴	木 耕	典 ㊞
社外監査役 中	川 秀	宣 ㊞
社外監査役 野	間 幹	晴 ㊞
社外監査役 柴	山 珠	樹 ㊞

以上

別紙 3

スマートパワー株式会社の最終事業年度に係る計算書類等

決 算 報 告 書

第15期

自 2024年04月01日
至 2025年03月31日

スマートパワー株式会社

貸借対照表

2025年03月31日 現在

(単位：円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	589,607,014	流動負債	175,230,259
現金及び預金	23,757,877	買掛金	116,103,768
売掛金	34,071,919	工事未払金	137,500
完成工事未収金	4,412,207	未払費用	7,079,673
商 品	49,023,771	未払法人税等	34,229,600
未成工事支出金	37,919,474	未払消費税	10,059,100
短期貸付金	440,000,000	前受金	385,000
その他の他	421,766	預り金	635,618
		賞与引当金	6,600,000
固定資産	171,600,018		
有形固定資産	114,982,880		
建物	645,881		
構築物	1,187,179		
機械及び装置	111,581,370		
什器備品	1,568,450		
		負債合計	175,230,259
無形固定資産	2,534,918	(純資産の部)	
ソフトウェア	2,534,918	株主資本	585,976,773
投資その他の資産	54,082,220	資本金	100,000,000
長期前払費用	37,158,488	資本剰余金	20,000,000
敷 金	249,000	その他資本剰余金	20,000,000
差入保証金	1,768,140	利益剰余金	465,976,773
繰延税金資産	14,906,592	利益準備金	25,000,000
		その他利益剰余金	440,976,773
		繰越利益剰余金	440,976,773
		純資産合計	585,976,773
資産合計	761,207,032	負債純資産合計	761,207,032

損 益 計 算 書

自 2024年04月01日
至 2025年03月31日

(単位：円)

科 目	金 額	
売上高		
商品売上高	752,807,138	
完成工事高	525,296,560	
売電収入	52,904,918	
その他売上高	42,714,072	1,373,722,688
売上原価		
商品売上原価	708,566,573	
完成工事原価	384,913,456	
売電原価	22,039,714	
その他売上原価	3,875,820	1,119,395,563
売上総利益		254,327,125
販売費及び一般管理費		178,454,421
営業利益		75,872,704
営業外収益		
受取利息	512,745	
アフター引当金戻入益	507,361,904	
その他	9,748,356	517,623,005
営業外費用		
支払利息	434,900	
その他	967,500	1,402,400
経常利益		592,093,309
税引前当期純利益		592,093,309
法人税、住民税及び事業税		36,534,140
法人税等調整額		142,157,161
当期純利益		413,402,008

株主資本等変動計算書

自 2024年04月01日
至 2025年03月31日

(単位：円)

	株 主 資 本							純資産 合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金				株主資本 合計	
		その他 資本剰余金	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合計		
				繰越利益剰余金	合計			
当期首残高	100,000,000	20,000,000	25,000,000	66,574,765	66,574,765	91,574,765	211,574,765	211,574,765
事業年度中の変動額								
剰余金の配当				△39,000,000	△39,000,000	△39,000,000	△39,000,000	△39,000,000
当期純利益				413,402,008	413,402,008	413,402,008	413,402,008	413,402,008
事業年度中の変動額合計	0	0	0	374,402,008	374,402,008	374,402,008	374,402,008	374,402,008
当期末残高	100,000,000	20,000,000	25,000,000	440,976,773	440,976,773	465,976,773	585,976,773	585,976,773

個別注記表

重要な会計方針に係る事項に関する注記

棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品…先入先出法による原価法を採用しております。

固定資産の減価償却の方法

有形固定資産…主として定率法

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法

無形固定資産…定額法

引当金の計上基準

賞与引当金…従業員賞与の支給に備えるため、当期に負担すべき支給見込額を計上しております。

リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引は、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における発行済株式の数 2,000株

事業報告

(2024 年 4 月 1 日から 2025 年 3 月 31 日まで)

1. 当社の現況に関する事項

(1)事業の経過およびその成果

当期における我が国経済は、インバウンド需要の拡大や雇用・所得環境の改善などを受け、緩やかな回復基調を示しました。一方、ウクライナ情勢や中東情勢などの地政学的リスクに加え、米国の政策動向などによる世界経済の下振れリスクにより、国内経済の先行きは不透明な状況です。

エネルギー需給の見通しは、2025 年 2 月に第 7 次エネルギー基本計画が策定され、エネルギー安定供給や、DX や GX 需要によるエネルギー需要増への対応に加えて、カーボンニュートラルの実現が課題となっています。また太陽光も含めた再生可能エネルギーは、2050 年には主力電源として位置づけられており、2023 年度(速報値)のエネルギー自給率は 15.2%、再エネ比率は 22.9%となっています。2040 年 4~5 割程度の導入、2050 年主力電源化を目指しているため、今後も更なる普及拡大が見込まれます。そのなか、2012 年度からスタートした FIT 制度は、比較的導入が容易で、且つ地域との共生も図れる屋根設置において、地上設よりも売電単価を高くするなど制度変更も行われました。また、壁面やカーポートなど設置場所の多様化や、ペロブスカイトなど次世代型太陽光の開発など今後も市場拡大が見込まれています。住宅分野においても、自治体主導による太陽光設置義務化や新しい省エネ基準となる GX 志向型住宅の普及なども太陽光の普及拡大につながる事が予想されます。

弊社の扱う産業用は、引き続き電力需要の高い工場などに向けた自家消費型太陽光の受注のほか、PPA 事業者による太陽光導入の工事受注が堅調に推移しました。

また、住宅用においては、初期投資 0 円となる PPA 型太陽光の受注が伸びています。背景には資材価格高騰など住宅価格の上昇や、金利上昇などの影響もあり PPA 型の需要が増えていると考えられます。ただし依然として住宅用太陽光の販売価格は競争が激しく低い利益率となる点もあり販売ボリュームアップなどが課題となっています。

そのようななか、当事業年度の売上高は、13 億 74 百万円（前期比 118.7%増）、営業利益は 76 百万円（前期比 118.7%増）、経常利益は 592 百万円（会計ルール変更に伴うアフター引当金の取崩し額 507 百万円を含む、前期比 668.8%増）、当期純利益は 413 百万円（前期比 1014.8%増）となりました。

事業別（部門別）の状況は、次のとおりです。

（産業用部門）

当事業年度における産業用部門の売上高は、自家消費型施工、PPA 事業者より受注も堅調

に推移し、6 億 43 百万円（前期比 116.8%増）となりました。また、営業利益は 64 百万円（前期比 108.4%増）となりました。請負件数は 47 件、うち売上 1 百万円未満を除く件数は 25 件の完工となりました。資格者不足より適正な配置が懸念されましたが、大型案件を中心とした受注とすることにより適正な配置が出来ました。

（住宅用部門）

当事業年度における住宅用部門の売上高は、前年より伸び 6 億 78 百万円（前期比 118.3%増）となりました。また、営業利益は△19 百万円（前期比 12 百万減）となりました。

住宅用の販売台数は 1,289 台（内自社 VP シリーズ 224 台）となりました。シェアリングエネルギーによる PPA モデルが 848 台となり売上増に貢献しました。

一方で前期と比べ販売台数増となりましたが、電力会社による規定の変更により在庫していたパワーコンディショナーが利用できなくなるため、在庫を△20 百万円の評価減をしたこともあり、営業利益は減少しました。

（発電事業部門）

当事業年度における発電事業の売上高は、53 百万円（前期比 153.7%増）となりました。また、営業利益は 31 百万円（前期比 238.4%増）となりました。

前年度は熊本発電所の火災による影響を受けましたが、今期は大きなトラブルもなく発電しました。

（部門別売上高）

部 門 別	第 13 期 2023 年 3 月期	第 14 期 2024 年 3 月期	第 15 期 2025 年 3 月期
	金額（千円）	金額（千円）	金額（千円）
産 業 用	832,702	550,255	643,141
住 宅 用	154,600	572,585	677,677
発 電 事 業	54,666	34,415	52,904
合 計	1,041,968	1,157,254	1,373,722

（2）直前 3 事業年度の財産および損益の状況の推移

区 分	第 13 期 2023 年 3 月期	第 14 期 2024 年 3 月期	第 15 期 2025 年 3 月期
売 上 高（千円）	1,041,968	1,157,254	1,373,722
経 常 利 益（千円）	55,776	88,518	592,093
当期純利益（千円）	28,893	40,737	413,402
1 株当たり当期純利益	14,446 円 52 銭	20,368 円 50 銭	206,701 円 00 銭
総 資 産（百万円）	905	914	761
純 資 産（百万円）	198	211	586

(3)対処すべき課題

住宅用、産業用ともに業績は伸びましたが、人手不足が続いています。採用活動も行ってきましたが業界経験を持つ人材の確保とならず、未経験者による補充となっている現状を踏まえ、社内教育の実施、効率化を目的とした業務内容の見直しを行っていますが、効果が出るまで一定の時間がかかります。また資格者の確保も困難な点もあり、資格奨励金制度を2年延長し、社内確保を図っています。

住宅用太陽光の販売では、損益分岐点である1,000台を超えたものの、自社VPシリーズの販売台数が落ち込み、シェアリングエネルギー向けPPAや他システムメーカー品の総利益の低い卸売りが増えたことにより収益性が低くなっています。25年度は自社VPシリーズの販売増、受発注業務の効率化などに取り組み住宅セグメントの黒字化に向けた取り組みを行います。

(4)主要な事業内容（2025年3月31日現在）

弊社は、再生可能エネルギー関連ビジネスを行っており、産業用は自家消費型太陽光発電所の建設、住宅用は弊社オリジナルシステムの開発・供給、その他メーカー品の卸売りと太陽光発電所の運営による売電事業を行っています。

(5)主要な支店、営業所および工場（2025年3月31日現在）

名称	所在地
本 社	神奈川県横浜市鶴見区鶴見中央四丁目33番1号

(6)従業員の状況（2025年3月31日現在）

区 分	従業員数	前期末比増減
出向社員	7 名	1 名減
プロパー社員	3 名	1 名増
契約社員	0 名	-
合 計	10 名	±0 名

(7)その他、会社の現況に関する重要な事項

2. 会社の株式に関する事項（2025年3月31日現在）

- | | |
|-----------------|----------|
| (1)発行可能株式総数 | 10,000 株 |
| (2)発行済株式の総数 | 2,000 株 |
| (3)株主数（ナイス株式会社） | 1 名 |

監 査 報 告 書

2024年4月1日から2025年3月31日までの第15期事業年度の取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

I. 監査の方法及びその内容

1. 取締役の会計に関する職務の執行の監査のため、会計帳簿及び書類を閲覧し、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について、立会・照会・取締役及び使用人からの報告の聴取その他の方法を用いて調査いたしました。
2. 取締役の会計以外の業務の執行の監査のため、取締役会その他の重要な会議に出席し、取締役及び使用人から報告を求め、取締役会議事録、取締役の決裁及び作成書類等、取締役の職務執行上重要な書類を閲覧する等、相当な方法を用いて調査いたしました。

II. 監査の結果

1. 計算書類及びその附属明細書は、法令及び定款に従い会社の財産及び損益の状況を正しく表示しているものと認めます。
2. 事業報告は、法令及び定款に従い会社の状況を正しく表示しているものと認めます。
3. 取締役の職務執行に関し、不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

2025年5月22日

スマートパワー株式会社

監査役 今井 啓文

